免責許可決定

平成２２年（フ）第１９４号
愛知県一宮市富塚1675番地４　エクセル宮田104号、記載事項証明書上の住所愛知県一宮市富塚1675番地４　エクセル宮田404号
破産者　髙峰昇子こと　崔　　福大
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１９５号
愛知県一宮市富塚1675番地４　エクセル宮田104号
破産者　髙峰聖子こと　金　　聖愛
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第１８号
栃木県鹿沼市深程80番２
清算株式会社　北関東商事株式会社
代表清算人　青柳　隆治
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２２年（ヒ）第３０号
横浜市中区山下町273番地
清算株式会社　株式会社マルタン
代表清算人　高木　明郎
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所第３民事部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０３０号
東京都港区南青山５丁目４番26号ＦＪＢビル株式会社エゼルクランツ・インベストメント事務所内
清算株式会社　株式会社ヘリオス
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第１００７号
広島市安佐北区安佐町大字毛木523番地の３
清算株式会社　株式会社美和
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第３０２５号
大阪府岸和田市西大路町21番地の６
清算株式会社　株式会社矢野組工業
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　通則
1　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対し特別清算開始決定日（平成21年７月17日）（以下「開始決定日」という。）までの原因に基づいて発生した協定債権（以下「特別清算債権」という。）とし、同債権を有する者を「債権者」という。
2　一般債権
本協定における「一般債権」とは、担保権付債権（清算株式会社の不動産その他資産について担保権が設定された特別清算債権）に該当しない特別清算債権をいう。
第２　一般債権
1　原則
債権者（別表１記載の各債権者）は、一般債権につき、以下の定めによる権利の変更を受けて、その弁済を受ける。
2　一般債権の弁済
⑴　第１回弁済
清算株式会社は、一般債権につき、債権者に対し、債権者毎に、開始決定日における債権額（開始決定日以降の利息・遅延損害金は含まれない。以下これを「弁済対象債権」という。）のうち、①金3000円以下につき全額を、②金3000円を超える部分につき3.93％の金額を、第１回弁済として本協定の認可の決定が確定した日（以下「協定確定日」という。）から３ヵ月以内に弁済する。
⑵　最終弁済
清算株式会社は、債権者に対し、前記⑴に定める第１回弁済後、換価可能な全資産の換価・処分・回収（以下「全資産の換価」という。）を終了させた上で、全資産の換価により得た残存する金員から、公租公課その他一般の優先権ある債権等会社法515条３項括弧書内記載の債権（以下「優先債権等」という。）に対する弁済原資等必要な費用を控除した後の金員を弁済原資（以下「最終弁済原資」という。）として、全資産の換価終了後、３ヶ月以内に最終弁済を行う。
最終弁済においては、最終弁済原資につき、各債権者の弁済対象債権の額から金3000円を控除した各債権者の残額に基づき按分計算によって算出した額を最終弁済する。
なお、第１回弁済までに、全資産の換価が終了した場合には、清算株式会社は第１回弁済と同時に最終弁済を行うことができる。
3　免除
各債権者は、清算株式会社から、前記２の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、特別清算債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
4　追加弁済
前記２の規定による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見された時は、清算株式会社は、これをすみやかに換価し、債権者に対し、換価代金から優先債権等に対する弁済原資等必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、各債権者の弁済対象債権の額から金3000円を控除した各債権者の残額に基づき按分計算によって算出した額を追加弁済する。この場合においては、各債権者が前記３の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
第３　弁済の場所・方法等
1　本協定に基づく弁済は、清算人事務所（大阪市中央区南船場２丁目12番16号ルグラン心斎橋９階）において行う。ただし、弁済の方法として、債権者が特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めたときは、その指定口座宛に、清算株式会社の費用負担で振込送金する。
2　本協定に基づく弁済日に上記１記載の弁済の場所において弁済金を受領せず、かつ同日までに特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めなかった債権者に対しては、清算株式会社は当該弁済金を大阪法務局に供託する。
3　特別清算債権の弁済額の計算において生じる１円未満の端数は切り捨てる。
4　弁済をすべき日が銀行休業日の場合には、その直後の銀行営業日をもって弁済すべき日とする。
5　協定確定日以降に特別清算債権の移転があった場合でも、本協定に従った権利の変更及び弁済方法は、移転前の特別清算債権を基準として移転後の特別清算債権に適用する。
（別紙省略）
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（ヒ）第３号
栃木県栃木市平柳町１丁目11番11号
清算株式会社　三和豆友食品株式会社
代表清算人　会田　哲治
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　各協定債権者は、清算株式会社に対する協定債権の全額につき、その債務を免除する。
2　前項の免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
宇都宮地方裁判所栃木支部